

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 6 年度）

令和 7 年 1 月

狭山市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下表の通り実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の策定期間	担当
狭山市ふれあい健康センターPFI(R0 方式) 事業	契約締結日から令和 24 年（2042 年）3 月 31 日まで（予定）	狭山市ふれあい健康センターの改修、運営並びに維持管理に関する業務	狭山市稲荷山 1 丁目 12 番地 3	令和 7 年 3 月（予定）	健康推進部 健康づくり支援課 直通 04-2956-8050